

2024年4月26日

各位

株式会社北洋銀行

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

株式会社北洋銀行(頭取 津山 博恒)は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取組みを実施いたします。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

記

1. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

実施日	2024年7月1日(月)
内容	2027年4月1日以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、代金取立の受付を停止します。該当の手形等をすでにお持ちのお客さまは、2024年6月28日(金)までにお取引店へ持込みください。

2. 当座預金(一般口)の新規口座開設停止

実施日	2024年7月1日(月)
内容	当座預金(一般口)の新規口座開設を停止します。 実施日以降は普通預金等をご利用ください。 ※既に当座預金(一般口)をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

3. 一般当座貸越の新規申込停止

実施日	2024年7月1日(月)
内容	一般当座貸越の新規申込を停止します。 ※既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

4. 払戻請求書による当座預金出金の取扱開始

実施日	2024年10月1日(火)
内容	当座預金(当座勘定)の払戻請求書による取扱いを開始します。ただし、小切手と同様に払戻請求書によるお引出しのお取扱いは口座開設店に限ります。 ※払戻請求書のご利用には当行所定の手数料をいただきます。 ※小切手による払い出しは引き続きご利用いただけます。

以上



北洋銀行グループは、2018年12月「北洋 SDGs 宣言」を表明し、地域の持続的成長支援と社会的課題の解決に取り組んでおります。なお、SDGs に関連するプレスリリースには、該当するSDGsのアイコンを明示しております。
【SDGs】2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成される。

手形・小切手の全面的な電子化について

■電子化の背景について

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組みを促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、それを受けて全国銀行協会では「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標として掲げています。

このような背景を踏まえ、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みを進めるものです。

■手形・小切手に代わる決済方法(代表例)

北洋ビジネスダイレクト

インターネット
バンキングによる振込

北洋でんさいサービス

電子記録債権
(でんさい)

電子化による主なメリット

- コスト削減
取引先への郵送料・印刷代
- 事務負担軽減
手形等の振出・郵送作業、保管・管理
- リスク軽減
現物紛失・盗難等

サービスご利用口座: 普通預金*・当座預金

※でんさいサービスの債務者利用は、2024年6月3日よりご利用いただけます。

手形・小切手をご利用中のお客さまには、「北洋ビジネスダイレクト」や「北洋でんさいサービス」等の代替サービスをご検討いただき、速やかに電子決済手段へ移行することをお勧めいたします。

以上